輸出先国制限の公表 抜粋

○農林水産省告示第千四百八十八号

第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。種苗法(平成十年法律第八十三号)第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び

今和四年九月二十九日

農林水產大臣 野村 哲郎

2 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び	登録品種の属する		品種登録を受ける者		輸出する行為を制限
年月日	農林水産植物の	登録品種の名称	の氏名又は名称及び	指定国	する旨
	種類		住所又は居所		

第29397号 令和4年9月6日	Oryza sativa L.	あきあかね	国立研究開発法人農業・ 食品産業技術総合研究機 構 茨城県つくば市観音台三 丁目1番地1	なし	登録の記録の を は は は は は は は は は は は は は
第29398号 令和4年9月6日	,,	恋初めし	II	II	IJ